

学校法人中央学院個人情報保護規則

(平成18年7月26日制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）に基づき、学校法人中央学院並びに中央学院大学、中央商科短期大学、中央学院大学中央高等学校及び中央学院高等学校（以下「法人」という。）が保有する個人情報の取扱いに関し、個人の人格尊重の理念の下にその個人情報の保護の重要性を認識し、その収集、利用及び管理について必要な基本的事項を定め、法人の責務を明確にするともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義と対象)

第2条 この規則において個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

2 法人が、収集する個人情報の対象は次のとおりとする。

- (1) 学生・生徒、聴講生又は科目等履修生である者又はそうであった者
- (2) 公開講座等の受講生である者又はそうであった者
- (3) 入学志願者
- (4) 教職員、役員、評議員である者又はそうであった者
- (5) 前各号に定める者の保証人、父母、家族又は親族等

3 この規則において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

- (1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

4 この規則において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

5 この規則において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行なうことのできる権限を有する個人データであつて、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

6 前項に規定する対象者の具体的な個人情報は別に定める。

(責務)

第3条 法人は、個人情報の収集、利用及び提供にあたり、個人の人格尊重の理念の下に個人情報を適正に取扱うために、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該本人から同意を得ること。
- (2) 安全管理措置を講ずること。
- (3) 個人情報を取扱う教職員等に対して、この規則及び関連規則の遵守の徹底を図ること。ただし、教職員とは、法人の役員、教員、職員及び法人が業務を委託した者とする。

第2章 個人情報の収集、利用および提供

(収集の目的)

第4条 個人情報の収集は、法人の教育研究活動及びその他管理運営等の遂行に利用することを目的として行なうものとする。

2 個人情報を収集するにあたり、あらかじめ本人にその利用目的を具体的に特定し、通知又は掲示板等に公表するものとする。

3 利用目的を変更した場合は、あらかじめ本人に通知又は公表するものとする。

(本人の同意)

第5条 本人から個人情報を収集するときは、法人が定める学則及び就業規則等で規定するものを除き、原則として収集の目的、用途及び保有期間を明らかにし、本人の同意を得なければならない。

2 本人の同意を得る方法は、次の各号のいずれかによるものとする。

(1) 個人情報を記入する書面等に、個人情報の収集の目的、用途及び保有期間を必ず明記することとし、本人がその書面で個人情報を法人に提供した場合は、同意したものとする。

(2) 前項の定めにかかわらず、本人の意思により口頭又は電子メール等により個人情報を提供した場合は、同意したものとする。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づくとき。

(2) 個人の生命、身体の安全又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であり、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は学生生徒の健全な育成の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であると認められるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行するのに協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(収集の制限)

第6条 個人情報の収集は、適正かつ公正な手段により行なうものとする。

2 本人の思想、信条及び宗教に関する事項又は社会的差別の原因となる事項を収集してはならない。ただし、次に掲げる各号の一つに該当するときは、この限りではない。

(1) 本人の明示的な同意があるとき。

(2) 法令の規定に基づくとき。

(3) 個人の生命、身体の安全又は財産の保護のために、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

第3章 個人データの管理等

(個人データの正確性の確保)

第7条 収集した個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(管理体制)

第8条 法人は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に定める者を置く。

(1) 個人情報統括責任者

(2) 個人情報管理責任者

(3) 個人情報管理者

(4) 個人情報取扱者

- 2 個人情報統括責任者は理事長とし、この規則及び関係法令等の趣旨にのっとり、個人データの適正な取扱いを確保するための総合的な政策を実施し、個人データの管理を統括する。
- 3 個人情報管理責任者は総務担当常務理事、学長、校長とし、個人情報統括責任者を補佐し、それぞれ法人本部、大学、高等学校の個人データに関して、管理責任を負うものとする。
- 4 個人情報管理者は、学部長、教頭、事務局長とし、個人情報管理責任者の指揮の下に、個人データを適正に管理するものとする。
- 5 個人情報取扱者は各部署の部長及び事務長とし、個人情報管理者の指示の下に、個人データを適正に取り扱うものとする。

(個人情報保護委員会)

第9条 法人に、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員長及び委員は次のとおりとする。

(1) 委員長 総務担当常務理事

(2) 委員 個人情報管理責任者及び個人情報管理者

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長が特に必要と認める場合は、個人情報取扱者の中から、若干名を委員として指名することができる。

- 3 委員会は、次の事項について審議する。

(1) 個人情報保護に係わる施策に関する事項

(2) 個人情報の収集、利用、提供、開示、訂正、削除及び不服申し立て等について、個人情報統括責任者から諮問された事項

(3) その他個人情報の保護に関する重要事項

(4) 本規則の改廃

- 4 委員会の事務局は総務部総務課とする。

(部門及び部署における管理)

第10条 部門及び部署における個人情報の取扱いについては、この規則及び別に定める細則に基づき管理する。

(安全管理措置)

第11条 個人情報管理責任者は、その取り扱う個人データの安全管理及び正確性の維持のため、次の各号に掲げる事項について必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(1) 紛失、毀損、破壊、改ざん又は漏洩の防止

(2) 個人データの正確性及び最新性の維持

(3) 不要となった個人データの廃棄又は消去

- 2 個人データを使用する業務を学外に委託する場合を除き、原則として個人データを学外へ持ち出してはならない。

- 3 前二項に定める事項を遂行するために、個人情報管理責任者は個人データに関する個人情報取扱簿を作成するものとする。

(委託先の監督)

第12条 法人は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託契約書に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 委託先における個人情報管理責任者

- (2) 取扱個人データの範囲、取扱内容、取扱期間
 - (3) 安全管理措置を除く取扱個人データの複製の禁止
 - (4) 委託終了時における当該個人データの返却、廃棄又は消去
 - (5) 再委託の禁止
 - (6) 個人データ漏洩防止等に関する安全管理義務
 - (7) 当該個人データが不正に使用され、その責任が委託先にある場合の賠償
 - (8) 委託された業務に関して個人情報取扱簿を作成
- 2 その他、適宜、委託された個人データの安全管理につき必要な措置を講じること。

第4章 個人データの第三者提供

(第三者への提供)

第13条 法人に係る第三者とは、法人、本人、事業の委託先を除き、次の各号に掲げる団体が含まれる。

- (1) 中央学院大学後援会
 - (2) 中央学院大学学友会
 - (3) 中央商科短期大学校友会
 - (4) 中央学院大学中央高等学校PTA
 - (5) 中央学院大学中央高等学校校友会
 - (6) 中央学院高等学校教育振興会
 - (7) 中央学院高等学校校友会
 - (8) 学校法人中央学院校友会連合協議会
 - (9) 中央学院大学職員互助会
 - (10) 中央学院大学教員親睦会
- 2 法人は、第5条第3項各号に定める場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、当該個人データを第三者に提供してはならない。
- 3 法人は、第三者への提供を利用目的とした個人データであり、本人の求めに応じて提供を停止できることとしていて、かつ予め次の各号に掲げる事項を本人に通知している場合は、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
 - (2) 第三者に提供される個人データの項目
 - (3) 第三者への提供の手段又は方法

第5章 保有個人データの開示及び訂正等

(開示)

第14条 法人は、本人から、保有個人データの開示を求められたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その全部又は一部を開示しなければならない。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することとなる場合
- 2 法人が保有個人データの開示請求をするときは、本人が個人情報開示請求書に必要事項を記入の上、個人情報管理責任者に提出するものとする。
- 3 請求された保有個人データの全部又は1部について開示しないときは、個人情報管理責任者が、本人

に対し、その理由を文書により通知しなければならない。

(訂正、削除又は利用停止)

第15条 法人は、本人から、保有個人データの内容に誤りがあり訂正又は削除、あるいは利用停止を求めたときは、速やかに調査の上、必要な措置を講じ本人にその旨を通知しなければならない。

2 訂正又は削除、あるいは利用停止に応じないときは、個人情報管理責任者が、本人に対し、その理由を文書により通知しなければならない。

第6章 不服申立て

(不服申立て)

第16条 第14条又は第15条に定める請求に基づいてなされた措置について不服がある者は、個人情報不服申立て書に必要事項を記載の上、個人情報管理責任者に対して申立てを行なうことができる。

2 個人情報管理責任者は、前項の不服申立てを受けたときは、速やかに審査し、その結果を文書で通知しなければならない。

(規則の改廃)

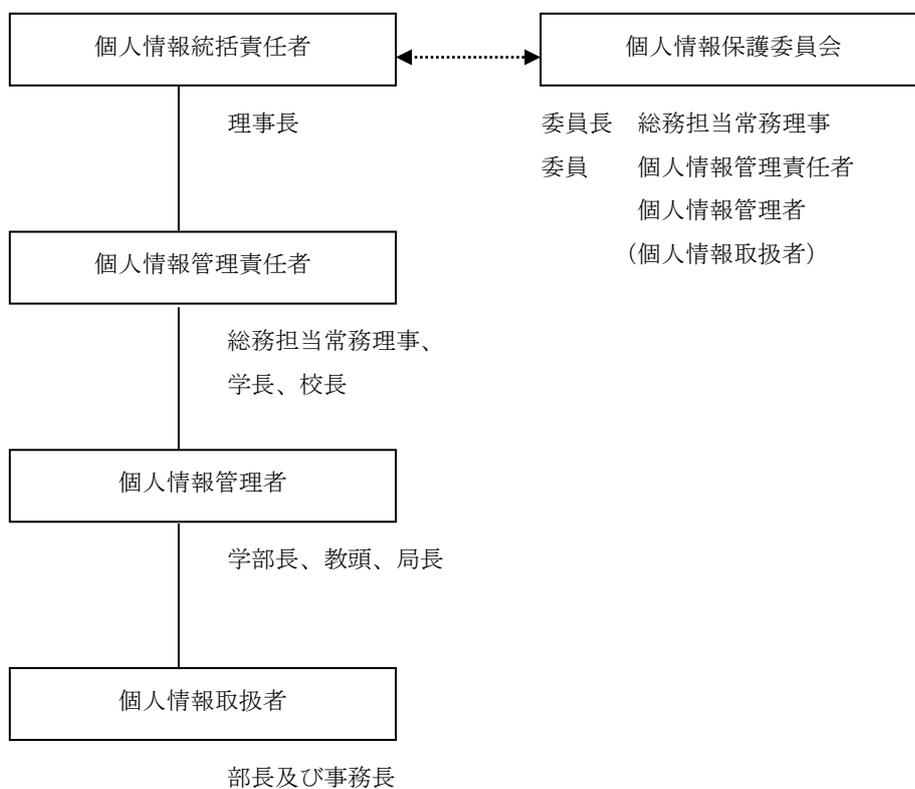
第17条 この規則の改廃は、委員会において審議し理事会の決議を経て行なうものとする。

附則 この規則は、理事会の議決を得た日から施行する。

附則 改正後のこの規則は、平成19年4月1日から施行する。

学校法人中央学院個人情報保護管理体制組織図

(平成18年7月26日制定)



個人情報開示等請求書

(提出年月日) 平成 年 月 日

(申出先)

個人情報管理責任者

殿

請求者 (□本人 □代理人)

氏 名 印

住 所

電話番号 - -

「学校法人中央学院個人情報保護規則」第 1 4 条第 2 項又は第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり個人情報の開示等を請求いたします。

本人の氏名	
個人情報の件名	
請求の内容	□開示 □訂正 □削除 □利用停止
本人であることを証明する書類	
備考	

(記入方法等)

- 1 該当する□欄にチェックしてください。
- 2 「請求の内容」欄の開示方法について、書面以外の方法による場合はその旨をご記入ください。
- 3 請求者は、請求提出時に、身分を証明するもの及び本人（法定代理人を含む）であることを確認できるものをご提示ください。
- 4 代理人の方は、本人による委任状を添付してください。

決 裁	管理責任者	所属長
□ 可 □ 否		

個人情報開示等不服申立て書

(提出年月日) 平成 年 月 日

(申出先)

個人情報管理責任者

殿

申立て書 (□本人 □代理人)

氏 名 印

住 所

電話番号 — —

「学校法人中央学院個人情報保護規則」第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり個人情報の開示等の不服申立てをいたします。

本人の氏名	
個人情報の件名	
申立ての内容	□開示 □訂正 □削除 □利用停止
本人であることを証明する書類	
備考	

(記入方法等)

- 1 該当する□欄にチェックしてください。
- 2 「申立ての内容」欄に、申立ての具体的内容をご記入ください。
- 3 申立て者は、申立て書提出時に、身分を証明するもの及び本人（法定代理人を含む）であることを確認できるものをご提示ください。
- 4 代理人の方は、本人による委任状を添付してください。

決 裁	管理責任者	所属長
□ 可 □ 否		

